

就学困難な児童・生徒への援助



子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由で困っている保護者に、学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています。

対象 町立小・中学校に在学または入学を予定している児童・生徒の保護者で、「要保護」「準要保護」に該当する方

- 「要保護」は生活保護世帯の方
- 「準要保護」は次のいずれかに該当する方
 - ▽ 生活保護が停止または廃止された方
 - ▽ 町民税が非課税または減免された方
 - ▽ 個人事業税または固定資産税が減免された方
 - ▽ 国民健康保険税が減免された方
 - ▽ 国民年金保険料が免除された方
 - ▽ 児童扶養手当が支給された方
 - ▽ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方
 - ▽ そのほか、経済的な理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

就学援助の内容

項目	支給内容	援助対象
学用品費等	学用品費、通学用品費	準要保護に該当する方
新入学児童生徒学用品費	小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方
修学旅行費	児童・生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方
学校給食費	保護者が学校に支払う給食費の全額	準要保護に該当する方
医療費	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額	準要保護に該当する方
校外活動費	校外活動費(宿泊を伴うもの)、キャンプなどに参加するため直接必要な費用	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方

※ 令和4年度に小・中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者の方で、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は2月末までに申請してください。なお、この期限を過ぎても4月28日までに申請し、認定された場合は5月に支給します。(5月以降の申請については支給されません)

申請・問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎(48) 1111 (内1230・1231)

こちら、阿久比町立図書館です！

「ひな祭り」を楽しみましょう！



●阿久比町立図書館 ☎(48) 6231 ●開館＝火曜日～金曜日 午前10時～午後6時、土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時
●休館日＝毎週月曜日、毎月最終木曜日 ※ そのほか、館内整理など不定期の休館もありますので問い合わせてください。

一般向け	『ミニチュア ひなまつり』	児童・ティーンズ	『おひなさまの 平安生活えほん』	絵本	『ひなまつり パーティー はるらんらん』
	著者 大野 幸子		著者 ほりかわりまこ		著者 文 すとうあさえ 絵 山田 花菜
	出版社 亥辰舎		出版社 あすなる書房		出版社 ほるぷ出版
ひな祭りを彩るミニチュア小物や人形、定番のお道具の作り方が、詳しい図解と写真で掲載されています。ミニチュアの豪華なひな飾りを作りませんか。		ひな祭りの由来やおひなさまの種類はもちろん、道具の使い道など、おひなさまのモデルとなった平安貴族の暮らしぶりが分かる行事の絵本です。		本屋のままこさんは料理が大好き。ひな祭りの日に「おひなさまのおすし」「はるののはらサラダ」など、春を祝うちそうを子どもたちと一緒に作ります。	

展示ホール

- ◆尾張教育研究会書写作品コンクール特選作品展・阿久比町郷土学習同好会展 2月27日(日)まで
- ◆狂俳英比会作品展 3月3日(木)～3月13日(日)
- ◆スケッチ燦展 3月17日(木)～3月27日(日)

おはなし会

土曜日：午後2時30分～
日曜日・祝日：午前11時～、午後2時30分～
子ども向け絵本や紙芝居の読み聞かせを開催しています。
※ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言中は開催しません。

